

# にぎわい しあわせ あふれる躍動都市 ～ ばらのまち 福山 ～



チャレンジふくやま 新たなる創造と飛躍



# にぎわい しあわせ あふれる躍動都市 ～ ばらのまち 福山 ～



チャレンジふくやま 新たなる創造と飛躍

## 福山市民憲章

私たちは 恵まれた自然の中に育った 福山の市民です

私たちの福山市は たくましい市民の不屈の精神によって築かれ 大きく発展しつづけている希望の町です

私たちは 福山市民であることに誇りと責任をもちお互いのしあわせをねがい

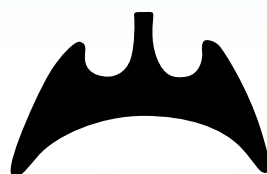
よい市民となるために市民憲章を定め 心のよりどころとします

- 1 心に太陽をもち 胸をはって元気に働きましょう
- 1 小さな親切を 勇気をもって行いましょう
- 1 きまりを守り よい習慣をつくりましょう
- 1 子どもたちのために 明るい家庭と美しい町をつくりましょう
- 1 文化を育て 健康で平和な社会を築きましょう
- 1 人権を尊重し 差別のない人間関係をつくりましょう

制定 1966年(昭和41年)11月3日

改定 1983年(昭和58年)4月1日

## 市章



制定 1917年(大正6年)7月1日

## ごあいさつ

私たちのまち福山市は、2006年(平成18年)7月1日に市制施行90周年を迎えました。

市制施行から今日まで、本市は、温暖な気候と海、山、川などの豊かな自然、また先人たちが築いてこられた歴史と伝統といった地域資源などを活かしながら、備後の中核都市として発展を続け、50万都市が有する都市機能は着実に整ってきました。

しかし、今日、急速な少子高齢化、人口減少社会への移行や本格的な地方分権時代の到来など、社会構造の大きな転換期を迎えており、行財政を取り巻く環境の厳しさと相まって、本市においても、今後の予測困難な時代を乗り切るための大変重要な時期となっています。また、近隣町との合併により、広大な市域を有することとなり、それぞれの地域ごとに地域の特性を活かした一体的な発展をめざしたまちづくりを行っていかねばなりません。

こうした社会経済情勢や多様化する市民ニーズ、地域課題を的確に見極める中、自立した持続的発展力のあるまちづくりを進めるため、これまでのまちづくりの基本理念である「人間環境都市」を継承するとともに、新たに「にぎわい しあわせ あふれる躍動都市 ～ばらのまち 福山～」を将来都市像とする、第四次福山市総合計画を策定しました。

この計画は、市制施行100周年に向けた新たなまちづくりの指針として位置付けるもので、「チャレンジふくやま 新たな創造と飛躍」をキャッチフレーズに、行政自らが改革へのたゆまぬ努力を行い、市民の皆様とともに「自らのまちは自らつくる」という協働によるまちづくりを進め、中国・四国地方の拠点都市として、拠点性と求心力を備えた都市機能の更なる充実に取り組んで参ります。

今後とも、「福山市に住んで良かった」と思えるように、健康でいきいきと安心して暮らせるまちづくりの推進に全力を尽くして参りますので、市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後に、計画策定に当たりまして、多大な御尽力や貴重な御意見を賜りました福山市長期総合計画審議会委員の皆様を始め、市民アンケート、市民説明会や中学生意見交換会などを通じて貴重な御意見、御提言をお寄せいただいた市民の皆様に対し、心から感謝申し上げます。

2007年(平成19年)6月 福山市長 羽田 皓



# 目次

## ◆ 序論

1 総合計画策定の趣旨	11
2 総合計画の構成と期間	12
3 これからの社会展望と福山市の現状	13
(1) これからの社会展望	13
(2) 福山市の現状と特性	18
4 まちづくりの基本的課題	20

## ◆ 基本構想

1 まちづくりの基本理念	25
2 将来都市像	26
3 まちづくりの基本方針	28
4 まちづくりの基本目標と施策の大綱	30
(1) まちづくりの基本目標	30
(2) 施策の大綱	32

## ◆ 総論

1 前期基本計画の策定について	41
2 前期基本計画の基本指標	42
3 将来のまちの構造	45
4 “チャレンジふくやま”躍動プラン	48
5 今後10年間で取り組む主要事業	58

## ◆ 各論

<b>第1章 だれもが安心して安全で快適に暮らせるまち</b>	64
第1節 人間としての尊厳や自由を尊重する人権文化が根付いた地域社会の実現	66
第1項 人権の尊重	66
第2項 男女共同参画の推進	68
第3項 ユニバーサルデザインの推進	70

第2節 安心して安全に生活できる地域社会づくりの推進	72
第1項 防犯対策の強化	72
第2項 防災・危機管理体制の充実	74
第3項 消防・救急体制の充実	76
第4項 交通安全対策の推進	78
第5項 安心できる消費生活の実現	80
第3節 自然と調和したうおいとゆとりのある環境と景観の形成	82
第1項 良好な景観形成	82
第2項 緑の保全と創出	84
第4節 快適な暮らしを支える生活基盤の整備	86
第1項 生活道路と河川・水路の整備	86
第2項 上水道の充実	88
第3項 下水道の整備	90
第4項 住宅・宅地の整備	92
第5項 斎場、墓苑・墓地の整備	94
第6項 公共交通サービスの充実	96
第5節 地球にやさしい環境づくりと循環型社会の形成	98
第1項 地球・地域環境の保全	98
第2項 循環型社会の構築	100

## 第2章 子どもが健やかに育ち、だれもが健康でいきいきと暮らせるまち

第1節 子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりの推進	104
第1項 安心できる母子保健の推進	104
第2項 子育て家庭に対する支援の充実	106
第3項 援助を必要とする子育て家庭への支援	108
第2節 高齢者の豊かで実りある生活を支えるまちづくりの推進	110
第1項 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりの推進	110
第2項 介護保険サービス基盤の整備	112
第3項 介護予防と健康づくりの推進	114
第3節 障害のある人の自立と安心を支えるまちづくりの推進	116
第1項 地域社会で自立し安心して生活できるまちづくりの推進	116
第2項 いきいきと学び健やかに過ごせるまちづくりの推進	118



- 第4節 いきいきと暮らせる健康づくりの推進 ..... 120
  - 第1項 健康づくりの推進 ..... 120
  - 第2項 食育の推進 ..... 122
  - 第3項 地域保健・医療体制の強化 ..... 124
- 第5節 だれもが安心して生活できる社会保障制度の適正な運営 ..... 126
  - 第1項 医療保険制度・国民年金制度の適正な運営 ..... 126
  - 第2項 生活保護制度の適正な運営 ..... 128
- 第3章 多様に学び、文化をはぐくむまち ..... 130
  - 第1節 しっかりと学び豊かな心をはぐくむ学校教育の充実 ..... 132
    - 第1項 学校教育の充実 ..... 132
  - 第2節 楽しく集い学びの輪を広げる生涯学習の推進 ..... 134
    - 第1項 青少年の健全育成 ..... 134
    - 第2項 生涯学習・社会教育の推進 ..... 136
  - 第3節 個性あふれる地域文化の継承と創造 ..... 138
    - 第1項 市民文化の振興 ..... 138
    - 第2項 文化財の保護と活用 ..... 140
  - 第4節 健やかな心と体を培うスポーツ活動の推進 ..... 142
    - 第1項 スポーツ・レクリエーション活動の強化 ..... 142
- 第4章 産業の力みなぎる活力とにぎわいのあるまち ..... 144
  - 第1節 独自技術で明日をひらく工業振興と新産業の創造 ..... 146
    - 第1項 企業立地の促進 ..... 146
    - 第2項 地域産業の振興 ..... 148
    - 第3項 新事業・新産業の創出 ..... 150
  - 第2節 人,モノ,情報が行き交う交流拠点機能の強化 ..... 152
    - 第1項 交通体系の整備促進 ..... 152
    - 第2項 港湾機能の強化 ..... 154
    - 第3項 情報機能の充実 ..... 156
    - 第4項 国際化の推進 ..... 158

- 第3節 拠点性と風格のある中心市街地の整備 ..... 160
  - 第1項 中心市街地の整備 ..... 160
- 第4節 にぎわい楽しむまちを演出する商業の振興 ..... 162
  - 第1項 商業・サービス業の振興 ..... 162
- 第5節 地域資源で人をひきつける観光の振興と交流の促進 ..... 164
  - 第1項 観光の振興 ..... 164
- 第6節 やりがいをもち夢かなえる就業環境づくりの支援 ..... 166
  - 第1項 雇用・勤労者福祉の充実 ..... 166
- 第7節 地域特性を活かした農林水産業の振興 ..... 168
  - 第1項 農林業の振興 ..... 168
  - 第2項 水産業の振興 ..... 170
- 第8節 福山らしさの創出と発信 ..... 172
  - 第1項 訪ねてみたいまちづくり ..... 172
- 第5章 市民とともにつくる自立したまち ..... 174
  - 第1節 都市内分権の推進と市民と行政との協働による自立した都市の確立 ..... 176
    - 第1項 協働の推進 ..... 176
    - 第2項 都市内分権の推進 ..... 178
    - 第3項 総合的な情報公開の充実 ..... 180
  - 第2節 自立を持続する健全な行財政運営の推進 ..... 182
    - 第1項 行財政改革の推進 ..... 182
    - 第2項 情報化の推進 ..... 184
  - 第3節 中国・四国地方の拠点都市にふさわしい広域行政の推進 ..... 186
    - 第1項 中国・四国地方の拠点都市へ向けた取組の推進 ..... 186
- 資料編 ..... 190

FUJIKU YAMA



# 序論



## 1 総合計画策定の趣旨

福山市は、1995年（平成7年）に第三次福山市総合計画を策定し、「輝く瀬戸内の交流拠点都市 個性豊かなばらのまち 福山」を将来都市像に掲げ、1998年（平成10年）には中核市<sup>\*1</sup>へ移行するとともに、21世紀への橋渡しとなる施策や事業を進めてきました。こうした取組により、備後地域の中核都市として着実に発展してきました。

最近では内海町、新市町、沼隈町、神辺町との合併により、市域も人口も拡大し、都市としてのあり様も大きく変化しています。

また、我が国は、これから世界でも経験したことがない少子高齢時代に突入し、人口減少社会への移行、本格的な地方分権時代の到来など社会構造の大きな転換期を迎えており、時代の流れは、拡大から持続・成熟の基調にあります。

こうした社会経済情勢を踏まえれば、行財政を取り巻く環境は一段と厳しくなるものと予想され、多様化する市民ニーズに対応した施策を展開するためには、市民にとって本当に必要なものは何か、だれが主体となって実施すべきなのかをより明確にする中で、市民とともに進めていかなければなりません。

本市には新たに合併した地域を含め海、山、川などの自然、歴史・文化、産業など豊富な地域資源があります。今後は、こうした福山市固有の地域資源を都市ブランドとして更に掘り起すとともに、磨き、輝かせることにより、福山市の確固たるアイデンティティー<sup>\*2</sup>を確立していくことが必要です。そして、将来を担う子どもたちを始め地域のすべての人が、住んで良かったと福山市を胸を張って誇ることができるよう、個性豊かで自立したまちづくりを行っていかなければなりません。

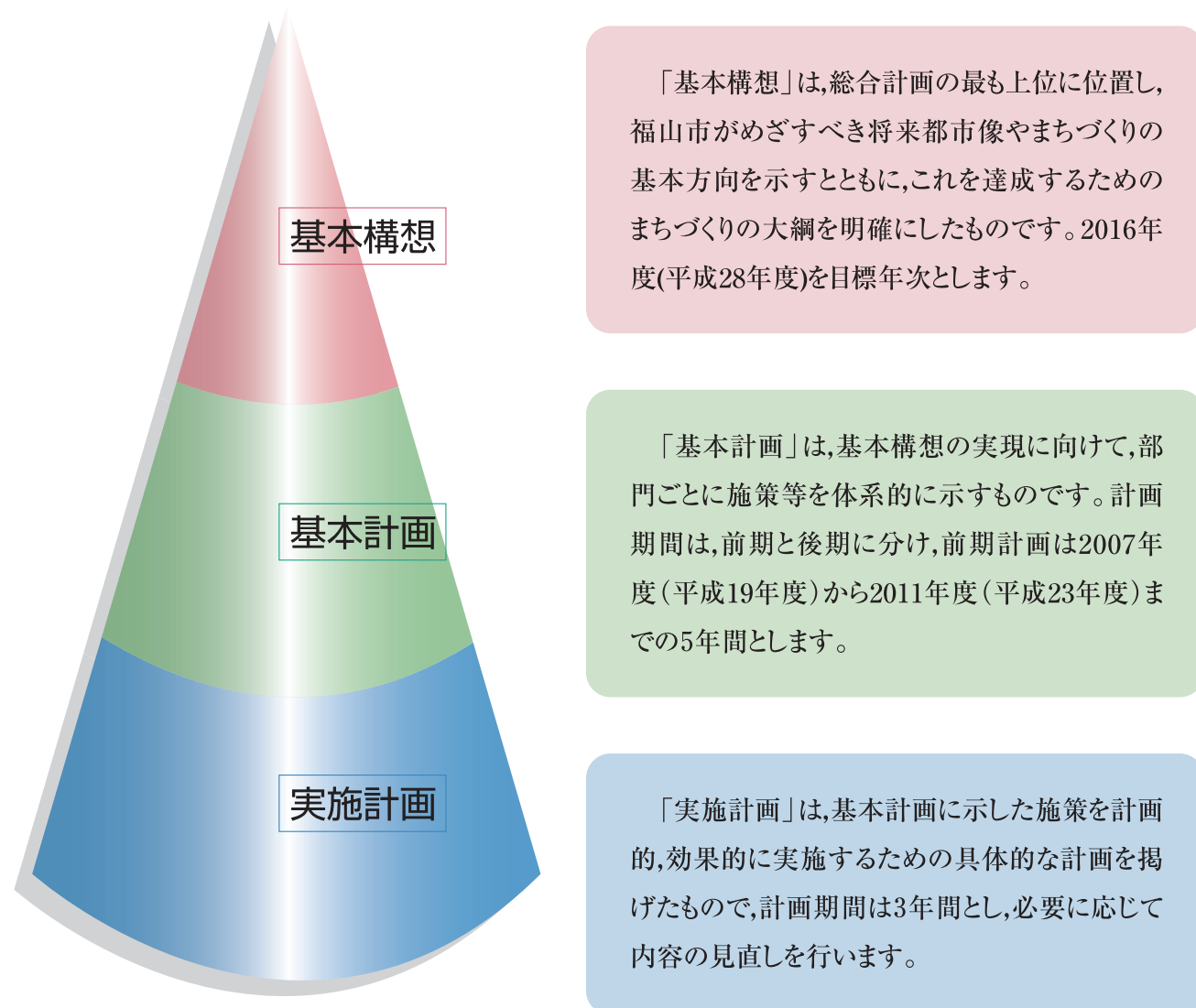
この総合計画は、現在までの発展の成果を継承するとともに、新たな時代の潮流やこれからの時代のニーズに対応した将来のまちの姿を明らかにし、それを実現するために市民と行政が協働して取り組む新しいまちづくりの指針として示すものであり、福山市にかかわる様々な市民や団体が共有し、ともに目指すべきビジョンともなるものです。

1 中核市とは、比較的大きな都市（人口30万人以上）について、その事務権限を強化し、できる限り住民の身近で行政を行うことができる市のこと。

2 アイデンティティーとは、自分が自分である独自性、主体性のこと。都市におけるアイデンティティーとは、他の都市とは異なった都市の特性、個性のこと。

## 2 総合計画の構成と期間

第四次福山市総合計画は、「基本構想」「基本計画」及び「実施計画」で構成します。



## 3 これからの社会展望と福山市の現状

### (1) これからの社会展望

我が国は、現在、大きな変革期の最中にあります。世界でも経験したことのないスピードでの少子高齢時代への突入、人口減少社会への移行、団塊の世代<sup>※3</sup>の大量退職など、社会構造の大きな転換期を迎えています。これまで有効であった戦後の社会経済システムは通用しなくなっており、今後の予測困難な時代を乗り切るためには大変難しい判断が求められています。

今後のまちづくりに当たっては、こうしたこれからの社会を展望し、時代の潮流に的確に対応していくことが不可欠です。

#### 1 グローバル社会

人、モノ、資本、情報が国境を越えて交流し、政治経済や日常生活など、様々な側面でグローバルな社会となっています。<sup>※4</sup>

こうしたグローバル化の進展に伴い、外国人など文化の異なる人との交流機会が増加するため、地域社会の特性や歴史・文化などへの理解を深める中、国際感覚を身に付けた人材育成が重要になります。

また、経済のグローバル化により地域経済に大きな影響が与えられる可能性も考えられ、産業競争力を高め、世界経済の動向を踏まえた施策の推進を図っていくことが求められます。

さらには、グローバル社会を背景にして、国際的に人権尊重の気運が高まっており、すべての人々の人権が尊重される社会を実現していくことが求められています。

※3 団塊の世代とは、おおむね、1947年(昭和22年)から1949年(昭和24年)ごろまでに生まれた人々のこと。

※4 グローバルとは、地球的な規模のこと。



## 2 ソフト重視の経済社会

第一次産業や第二次産業が縮小する一方で、第三次産業は今後とも持続的に拡大していくことが予想されています。

中でもサービス業が就業人口や生産額のシェアを伸ばしています。特に、ビジネス支援サービスの拡大が期待されており、ものづくりにより培われた経験や知識等のソフトの役割が重要となっています。

今後は、経済のソフト化・サービス化に伴い、製造業等を支援するためのビジネス支援サービス産業などが円滑に事業展開を行うことのできる環境整備を図ることが求められます。

## 3 少子高齢化の進行と人口減少社会

我が国は、老年人口（65歳以上）が増加する一方で、年少人口（0～14歳）は減少しており、2000年（平成12年）を目前にして、年少人口が老年人口を下回りました。また、少子化による出生数の低下と高齢化の進行に伴う死亡者数の増加により自然増減も減少傾向が続いており、今後も総人口の減少が予想されています。

少子高齢化とこれに伴う人口減少は、労働力の不足、税収不足、社会保障費の増加となって家庭や地域社会はもとより、経済、労働、教育、福祉など社会生活の全般にわたり、様々な影響を及ぼします。このため、定住人口等の増加に向けた方策や地域資源を活用して今後どのようにまちづくりを展開していくのか、市民とともに検討していくことが重要となります。

こうした中、少子化問題や子育て支援対策として、子どもを生き育てやすい環境づくりを行うとともに、次代を担う子どもたちの健やかな成長を支援するため、確かな学力、個性豊かな創造力や感性を身に付けるための教育の一層の充実や安心して生活できる環境づくりの推進が求められています。

また、急速な高齢化が進行する「超高齢社会」<sup>7</sup>の中で、だれもが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の理念が浸透しつつあります。年齢や性別、障害の有無等にかかわらず、様々な分野でともに活躍できる社会の実現のための施策展開などが重要になります。一人ひとりが、健康で安心していきいきと生活でき、だれもが自己能力を発揮して、社会参加ができ、生きがいのある生活を営むことができる環境づくりが求められています。

5 ビジネス支援サービスとは、人材派遣や情報サービス、デザインなどのサービスのことで、製造業などのビジネスを支援するサービスのこと。

6 経済のソフト化・サービス化とは、経済社会の発展に伴い、情報やサービス、知識等のソフト的な要素の占める部分が経済社会の中で大きくなる変化のこと。

7 超高齢社会とは、一般的に、総人口における65歳以上の割合が、21%以上の社会のこと。（7%以上が「高齢化社会」、14%以上が「高齢社会」）

## 4 循環型社会

地球環境問題の深刻化に伴い、国や自治体、国民、NPO、NGO、事業者の各主体がそれぞれの役割に応じて、循環型社会の実現に向けた着実な取組が求められています。こうした中で、企業においては、ISO14001の審査登録件数が急速に増加し、環境保全活動に取り組む特定非営利活動法人数も増加しています。また、自治体の約半数が既に環境保全の観点から住民との連携や協働を実践しています。

循環型社会の実現においては、行政のみによる取組ではなく、企業や市民の活動がベースとなって取り組まれる必要があるため、企業や市民との協働の体制を十分に整備していくことが求められます。

## 5 高度情報化社会

インターネットによる高速通信技術の発達を通じて、日常生活を始め、高齢者や障害者に対する生活支援環境の充実、災害時の安否確認、在宅勤務や電子商取引の活性化など様々な面で利便性が向上するというメリットがあります。

また、インターネットの利用拡大は、市民相互の交流機会の増加や行政サービスを享受する手段の充実につながるため、まちづくりの手段として情報通信技術を活用していくことは重要です。

しかし、一方ではコンピュータウィルスや不正アクセス、個人のプライバシー流出などハイテク犯罪の脅威が問題となっており、市民へのサービスの向上のために情報通信技術を活用したまちづくりを推進する必要性とともに、万全なセキュリティ確保の体制を構築することが求められます。

8 NPOとは、Non Profit Organizationの略で、民間非営利団体（組織）と訳される。医療・福祉、環境、災害復興、地域復興など様々な分野の市民運動やボランティア活動などをする団体（組織）のこと。

9 NGOとは、Non-Governmental Organizationの略で、一般に非政府組織と訳される。国際的・地球規模の問題に取り組む環境団体や女性団体等非政府・非営利の組織のこと。

10 循環型社会とは、廃棄物等の発生を抑制するとともに、再使用や再生利用及び適正な処分を行うことにより、天然資源の消費を少なくし、環境への負荷ができる限り低減される社会のこと。

11 ISO14001とは、環境関連法規を遵守するとともに、環境関連の目的、目標を定め、それを組織的に実現し、継続的な改善を行う仕組みを構築し運営するための国際的な規格のこと。

12 コンピュータウィルスとは、インターネット等を介してコンピュータに入り込み、意図的に悪影響を及ぼすように作られたプログラムのこと。

13 ハイテク犯罪とは、コンピュータ技術や電気通信技術を悪用して行う犯罪のこと。

## 6 雇用形態が多様化する社会

これまでの景気の長期低迷を背景に、企業は人員整理や派遣社員、パートの活用を進めるなど雇用形態が大きく変化しています。また、若年層では、定職を持たないフリーター<sup>※14</sup>やニート<sup>※15</sup>の増加が、個人消費の落ち込みや税収の低下、社会保障費の負担増をもたらすなど様々な問題が懸念されています。こうしたことから、個人の価値観の変化などにも配慮の上、若者の就職支援を強化することが重要と考えられます。

また、大量の団塊の世代が定年退職を迎えるいわゆる2007年問題への対応が必要になっており、退職後も技術・技能やノウハウを持つ人材がものづくりを継承するなどの方策や、退職した人材を活用したコミュニティビジネス<sup>※16</sup>、地域づくりの担い手の育成などの方策が重要になると考えられます。

## 7 安心・安全が重視される社会

近年、犯罪の認知件数<sup>※17</sup>が増加傾向にありますが、犯罪の増加は、市民の不安を高めるものであり、身近な犯罪に対しては、各地域の防犯体制を強化し、また自然災害などに対する防災体制の強化も図ることで、安心・安全のまちづくりに向けた地域体制を整備していくことが極めて重要となります。

また、内閣府「国民生活に関する世論調査」によれば、多くの人々が日常生活で悩みや不安を感じており、年々増加する傾向にあります。こうした日常生活における不安は、社会保障制度や雇用環境、収入が不安定なことなどがその背景としてあり、不安解消に向けて雇用の場の確保や保健・医療・福祉サービスの充実を始め、だれもが安心・安全に生活できる環境づくりに努めていくことが必要となります。

## 8 自治体の政策能力や改革が求められる社会

地方分権の進展に伴い、自治体に対して多くの事務や権限の移譲が進められており、政策手段が豊富になる一方で、自治体の政策形成能力が問われる時期にきているといえます。

また、全国的な市町村合併が進み、今後、都道府県合併や道州制<sup>※18</sup>の導入などが進めば、これまでの都道府県の区域を前提としたまちづくりは再編を迫られることになり、近隣地域との連携を踏まえた施策を展開していくことが求められます。

一方、税収の伸び悩みや少子高齢化の進行により、地方財政はますます厳しくなっており、各自治体は行財政改革をより一層積極的に進めることが必要となっています。

これまでにも、各自治体では行政評価システムの導入、民間活力の導入等の推進に取り組んできましたが、今後とも施策の選択と重点化を図るとともに行財政改革をより積極的に推進し、良質な行政サービスを提供していくことが求められます。

## 9 市民と行政が協働する社会

市民や自治会・町内会、ボランティア、NPO、企業などと行政が協働でまちづくりを推進していく気運が高まっています。

自己決定・自己責任の下、まちづくりの主役である市民が満足し、心豊かに生活するためには、多様な主体が地域を守り、育て、そして次の世代へ引き継いでいくことが重要です。

今後、市民と行政がお互いの責任と役割を分担しながら、「自助」「共助」「公助」によるまちづくりを推進していくためには、自治会・町内会を始めとした多様な主体が相互に理解し、自主・自立の下に目的を共有し、身近な活動である防災や福祉、環境、教育等の分野において協働することが求められます。このため、事業を推進する者は事業評価を的確に行うとともに、積極的な情報公開に努め、説明責任を果たすことが求められています。

14 フリーターとは、正社員以外のアルバイト、パートタイマー、派遣など非正規雇用形態により生計を立てている人のこと。

15 ニートとは、就業（家事手伝いを含む）、就学をせず、また、就労に向けた具体的な活動を行っていない人のこと。

16 コミュニティビジネスとは、地域の資源を活用して取り組むビジネスで、利益追求に加えて地域における課題解決やニーズへの対応を図るものこと。

17 認知件数とは、警察が事件として取り扱った件数のこと。

18 道州制とは、社会や経済の変化に伴い、現行の府県制の不適當を是正しようとして構想されたもので、数府県の地域を単位とする広域行政体として、道または州を置く制度のこと。

## (2) 福山市の現状と特性

### 1 広域的位置付け

福山市は、瀬戸内沿岸の中央部に位置し、北は神石高原町、西は府中市、尾道市と接し、東は岡山県笠岡市、井原市と接する人口約47万人、面積約518平方キロメートルの都市です。

広域的に見た福山市の優位性としては、高速交通網の結節点、広島空港や岡山空港へのアクセスの良さや中国や韓国を結ぶ福山港からの海外定期コンテナ航路などが挙げられます。

さらに、福山市は古くから県境を越えた岡山県の井笠地方とも歴史的、文化的、経済的に結び付きが強く、独自の文化や経済圏を有する備後地域の中核都市であり、現在も産業や交通、観光、自然などの分野で地域連携を進めているなど、広域的な位置付けとしての強みがあります。

一方で、社会増減は転出超過となっており、商圏人口の減少や訪れる観光客の伸び悩み、中心市街地の空洞化が懸念されます。

こうしたことから、新しいまちづくりにおいては、広域的な位置付けから見た拠点性を高めるための施策を重点的に推進していくことが求められます。

### 2 社会・経済的特性

福山市には、大手メーカーやオンリーワン、ナンバーワンなどの特色ある企業が多く立地しており、また伝統的な地場産業を有するなど、多種多様な製造業が集積しているという優位性があります。

また、保育所数、幼稚園数ともに多く、子育て応援センターを含め、就学前施設が充実しているなど、子育てをしやすい環境であること、1小学校区に1公民館が整備されていることも、福山市の強みであり、これからの時代で重視される都市内分権<sup>\*19</sup>や協働によるまちづくりの環境が整備されているといえます。

一方では、人口増加の停滞による都市活力の低下のおそれや、世帯当たり人員の減少や単独世帯等の増加などに伴うコミュニティ機能<sup>\*20</sup>の低下、事業所数や従業者数の減少、卸売機能の低下などが懸念されます。

今後の新しいまちづくりにおいては、福山市の強みを活かし、弱みを克服することにより、個性豊かな地域づくりが重要になります。

また、市民意識調査<sup>\*21</sup>によれば、多くの市民が福山市に対して、住み続けたいという気持ちがあり、住みやすさに関する満足している状況がわかります。

しかし、将来に対しては、国の社会保障制度、自分や家族の健康、介護、家計、子どもの将来、地震・台風などの災害等に不安を感じている市民が多いことが明らかになりました。

こうした中で、今後のまちづくりの考え方として最も意見が多かったものは「安心・安全」であり、次いで「健康・福祉」「活力・にぎわい」「子育て・教育」「自然・環境」などでした。

さらに、今後の福山市のまちづくりにおいて重点的に行うべき取組として、「高齢者福祉の充実」「学校教育」「ごみの減量化・リサイクルの推進」「保健・医療の充実」「雇用の場の確保」などが挙げられ、今後このような市民ニーズを踏まえた施策・事業の展開が必要です。

\*19 都市内分権とは、地域の課題に対して、地域の団体や市民が連携して主体的に事業を計画し、実施できるようにする仕組みづくりのこと。

\*20 コミュニティとは、人々が、地域で共同してよりよい生活条件や社会関係を実現するために取り組む活動又はその組織のこと。

\*21 市民意識調査とは、2005年（平成17年）に実施した福山市のめざすべき将来像やまちづくりの在り方などについて市民の意向やニーズを把握するための市民アンケートのこと。

## 4 まちづくりの基本的課題

以上のようなこれからの社会展望や特性等を踏まえると、今後の福山市の基本的課題は、「拠点性と求心力を備えたまちづくり」「健康でいきいきと安心して暮らせるまちづくり」ということができます。

### 【まちづくりの基本的課題】

拠点性と求心力を備えたまちづくり

健康でいきいきと安心して暮らせるまちづくり

本格的な地方分権時代を迎え、自治体や地域は自己決定、自己責任による競争力を求められる時代となっています。一方では、人口減少社会を迎える今日、個性豊かな地域づくりを進め、定住人口や交流人口をいかに増やしていくかということが大きな課題となっています。人がいないところに「まち」は成り立ちません。だれでも安心・安全で環境が整備され、職場のあるところに住みたいと思わずです。活力や魅力のない都市には人は住んでみたい、行ってみたいとは思いませんし、企業も事務所や事業所を構えてみたいとは思いません。都市と都市、自治体同士が、いかに良い政策で人や企業をひきつけるか、より良い政策で競い合うところに都市間競争の意義があると考えます。

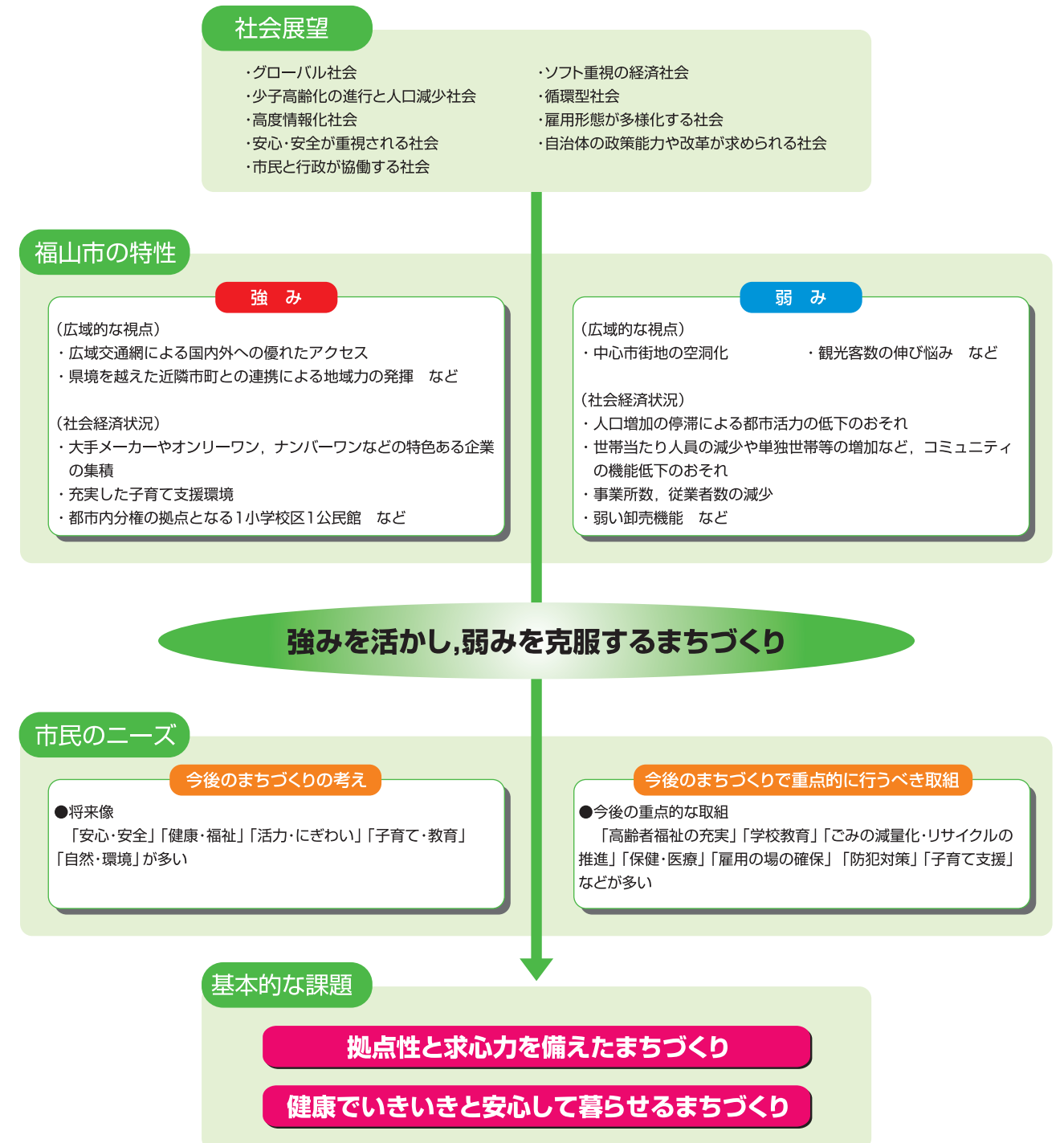
福山市は、地域特性や合併の経緯などから都市核や複数の地域核を有し、自然環境や産業、歴史的・文化的資源は市域全体に豊富に広がっています。これまでも、50万都市構想の下に、こうした地域の中心となる中心市街地の活性化や各地域の特性を活かした市域の一体的発展のための基盤整備に取り組むとともに、地域資源を活用した施策を展開してきましたが、福山という都市ブランドが全国に十分周知されているとはいえない状況にあります。

このため、今後においては、福山市が瀬戸内の十字路に位置するという優位性を活かすとともに、合併地域を含めた本市の持つ地域資源や潜在能力を更に磨き輝かせ、中国・四国地方の拠点都市としての拠点性と求心力を備えた都市機能の充実と都市アイデンティティーの確立を図っていくことが求められます。

また、福山市は、瀬戸内海の温暖な気候に恵まれ、災害も少ない暮らしやすいまちです。都市規模は、政令指定都市<sup>※22</sup>に準ずる利便性の高い適度な規模のまちであり、政令指定都市に匹敵する都市機能を有し

た中国・四国地方の拠点都市としての可能性を秘めたまちでもあります。こうした資質を活かし、住んでみたい、行ってみたいまち、そしてすべての市民が福山市に住んで良かったと思えるような安心していきいきと快適に暮らせるまちづくりを推進していく必要があります。

(参考)



22 政令指定都市とは、地方自治法に定められた大都市に関する特例が与えられ、大都市としてふさわしい相応の権限や財源を保有することができる市のこと。